

毒物及び劇物取締法第 19 条第 4 項の規定による登録又は許可の取消し
及び業務停止処分取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者（以下「毒物劇物販売業者」という。）が、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号、以下「法」という。）第 19 条第 1 項の措置命令に違反した場合は、同条第 2 項の規定により登録の取消処分を行うこととされているが、法又はこれに基づく処分（以下「法律等」という。）に違反する行為があった場合の同条第 4 項の規定による毒物劇物販売業者の登録若しくは特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止処分については、違反の内容や保健衛生上の危害状況等から総合的に判断し、この要綱の定めるところにより行うことができるものとする。

(登録の取消し)

第 2 条 毒物劇物販売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はその登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 別表 1 のいずれかに違反し、かつ、同種の違反により、過去 3 年以内に登録の取消し処分又は過去 2 年以内に業務の停止処分を受けているとき。
- (2) 法律等に違反し、かつ、過去 2 年以内に業務の停止処分を 2 回以上受けているとき。
- (3) 業務の停止処分に違反したとき。
- (4) 保健衛生上の重大な危害が発生するなど違反の態様又は動機から判断し、必要があると認められるとき。

(許可の取消し)

第 2 条の 2 特定毒物研究者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長

はその許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 法第3条の2第4項に違反し、かつ、同種の違反により、過去3年以内に許可の取消し処分又は過去2年以内に業務の停止処分を受けているとき。
- (2) 法第6条の2第3項第1号から第3号までに該当するに至ったとき。
- (3) 法律等に違反し、かつ、過去2年以内に業務の停止処分を2回以上受けているとき。
- (4) 業務の停止処分に違反したとき。
- (5) 保健衛生上の重大な危害が発生するなど違反の態様又は動機から判断し、必要があると認められるとき。

(業務の停止)

第3条 毒物劇物販売業者又は特定毒物研究者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は期間を定めてその業務の停止を命ずることができるものとする。その期間は30日を限度として別表2に基づき算出する。ただし、加重又は軽減を行う必要があると認められるときは、算出された期間を超えない範囲の日数を加え、又はその期間の3分の1を超えない範囲の日数を減ずるものとする。

- (1) 法律等に違反し、かつ、過去2年以内に業務の停止処分を受けているとき。
- (2) 法律等に違反し、かつ、過去2年以内に文書の徴収等による指導を受けているとき。
- (3) 保健衛生上の危害が発生するなど違反の態様及び動機から判断し、必要があると認められるとき。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(内規の廃止)

第 2 条 毒物及び劇物取締法第 1 9 条第 4 項の規定による登録の取消し及び業務停止処分取扱内規（平成 1 8 年 3 月 3 0 日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1	法第 3 条第 1 項
2	法第 3 条第 2 項

別表 2

	区 分	日 数
危害 状況	重篤な健康被害の発生	1 0 日
	健康被害の発生	7 日
	健康被害の発生するおそれがある	4 日
	上記以外のもの	1 日
違反 状況	懲役の罰則規定のあるもの	3 日
	上記以外のもの	1 日

※処分期間算出方法

危害状況の区分に応じた日数に、違反状況の区分に応じた日数を加えて算出する。なお、適用条項が複数ある場合には、適用条項ごとに違反状況の区分に応じた日数を算出し、これを加算する。